

角摩の植物

湿り気があり、肥沃な土地を好るだろう。 るだろう。

小枝の雄花の穂の下部につき、紅紫色で楕円形をれはかなりの花粉をまわりに飛ばす。雌花の穂は

している。球果は楕円形で長さ2センチ近くあ

用する。 材、船舶材、

税と経営の情報誌

2020.2 № 471





身近な自然環境を大切に

われている。ただし、ハリノキの語原も下月。ハンノキの名前はハリノキが転化したものとり、これは古くから染料として利用している。 したものとい





《今月の笑顔》





かわすみ ま い **河隅麻惟**さん

※ 2020年度税制改正大綱

「中小企業に対する交際費課税特別処置の2年延長と 消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現」

- 「新春・会員の集い 2020」を開催
- 🦥 タックスコーナー**「新設法人説明会及び決算法人説明会の開催日程のお知らせ** 「災害により被害を受けられた方へ」
- 八王子市の人材確保支援制度「人材確保にお悩みの中小企業の方へ」





新春・会員の集い2020

来賓・会員169名が出席、2020年の門出を祝う

1月8日、八王子エルシィを会場に、「新春・会員 の集いしが開催され、新たな年の法人会活動がスタ ートを切りました。

第一部・新春講演会に続いて開催された第二部・ 賀詞交歓会では、八王子税務署・山口署長、八王子 市・石森市長をはじめ、多くのご来賓をお迎えする 中、多田会長が、「今年も、税を活動の柱に据える 団体として、税制改正要望の分野など、会員企業の 立場に立った取り組みを進めていきたい」と年頭の 決意をこめてあいさつ。ご来賓の代表からは、心の こもった祝辞をいただきました。

この日は、2019年度中に入会いただいた新入会 員も多数出席。新しく法人会の仲間に加わった方々 が、他の会員企業と交流を深めるきっかけにしてい ただければと、1社1社を壇上で紹介する場面も設 けられました。



年頭挨拶をする多田会長

ご来賓代表の皆様



















:入会員の皆様| |口組織委員長よりご紹介を受ける





第1部・新春講演会

A I で変わる私たちの未来

元NHK解説主幹 日本科学技術ジャーナリスト会議副会長

室山哲也氏

新年賀詞交歓会に先立ち、毎回開催している新春講演会。政治・ 経済そして税制など、社会を大きく左右する要素について、これま での検証と今後の展望を大いに語ってもらう年の初めにふさわし い企画と評判です。

今回は元NHK解説主幹・日本科学技術ジャーナリスト会議副会 長の室山哲也氏をお招きし「AIで変わる私たちの未来」というテ ーマで、AIによって私たちの暮らしがどのように変わっていくの か、人間とAIの違いなど、長年の取材で得た貴重な情報や体験を 的確に解説。人間社会の未来が予想できる内容でした。

会員増強月間2019 功労支部および部会の表彰を実施

10~11月の2ヶ月に亘り取り組んだ会 員増強月間。地区支部そして部会が一丸と なり、法人会への加入推進活動を実施しま した。

それぞれの役員皆様の積極的な勧奨活 動、さらには会員の皆様からの有難いお口 添えもあり、2ヶ月の増強月間中で49社、 年度当初からの新規入会を加えると69社の 新しい仲間を当会へお迎えすることができ ました。

新規加入目標達成地区(敬称略)

恩方地区	(地区会長	川村	元昭)
本部地区	(地区会長	新井	登)
東地区	(地区会長	藤井	信男
高尾地区	(地区会長	太田	正利
西八地区	(地区会長	原田	純子
北地区	(地区会長	河西	成幸)
南地区	(地区会長	田後	重喜
由木地区	(地区会長	萩生田	豊



当日は賀詞交歓会の席上で目標を達成し た8地区と、13支部、1部会の表彰を実 施。多田会長より感謝の言葉に添え、記念 品の贈呈が行われました。



新規加入目標達成支部・部会(敬称略)

元八地区第1支部	(支部長	石井	省治)
恩方地区第1支部	(支部長	島田	勝弘)
恩方地区第2支部	(支部長	吉野	孝典)
東地区第1支部	(支部長	山本	法史)
東地区第2支部	(支部長	太田	敏夫)
高尾地区第2支部	(支部長	青木	耕三)
西八地区第3支部	(支部長	大木	健次)
北地区第1支部	(支部長	黒澤	真一)
北地区第2支部	(支部長	髙橋	誠)
南地区第1支部	(支部長	松本	隆司)
南地区第2支部	(支部長	林	和男)
由井地区第2支部	(支部長	金田	壽男)
由木地区第4支部	(支部長	清水	豊)
青年部会	(部会長	黒須	光隆)

オフィスで申告・オフィスで納税e-Tax 3 2 e-Tax電子申告・納税で事務の効率化を!

令和2年度 税制改正大綱

【−法人会の税制改正提言−

中小企業に対する交際費課税特例措置の2年延長と消費税の確定申告書提出期限の1ヶ月延長が実現!

政府は、令和元年12月20日に令和2年度税制改正大綱を閣議決定しました。

法人会が提言していた、交際費課税の特例措置及び少額減価償却資産の取得価額の損金 算入の特例措置の期限が2年延長され、軽減税率制度が導入された消費税の確定申告書の 提出期限についても、1ヶ月の延長などが実現しました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

■オープンイノベーションに係る措置の創設

青色申告書を提出し、自らの経営資源以外の経営 資源を活用し高い生産性が見込まれる事業を行う法 人が、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間 に、経済産業大臣の証明を受けた一定の企業の株式 を取得し所有している場合に、取得価額の25%を限 度として損金算入できる制度です。

保有しているだけで取得価額の25%相当を損金算入できるという点が特徴ですが、売却した場合や配当を受けた場合に、取崩し事由となるので注意が必要です。中小企業者は1,000万円以上の払込から、中小企業者以外は1億円以上の払込から、外国法人への投資の場合は5億円以上の払込から、となっています。

■5G(第5世代移動通信システム)投資促進税制の創設

青色申告法人で、特定高度情報通信等システム導入事業者に該当するものが、特定高度情報通信等システムの普及の促進に関する法律の施行日から令和4年3月31日までの間に、特定高度情報通信用認定等設備の取得をして、事業の用に供した場合には、その取得価額の30%の特別償却または15%の税額控除が選択できる制度です。

■連結納税制度の見直し

連結納税制度は、連結親法人と子法人など企業グループの損益を通算できるメリットがある制度です。そのメリットはそのままに、グループ通算制度として、その仕組が令和4年4月1日以後開始する事業年度から変更になります。

従来は、親法人が子法人の所得も含めて代表して 申告し、修正申告などの際に必ず親法人が行う必要 があるため親法人に負担のかかる制度でした。グ ループ通算制度では、グループ法人間で損益通算を した上で、各法人が法人税の申告を行う仕組みとな ります。

■交際費税制

交際費の損金不算入制度について、その適用期限が2年延長されるとともに、中小法人が年間800万円の交際費まで損金算入できる制度についても2年延長されます。

接待飲食費の50%について損金算入を認める制度も2年延長されますが、資本金等の額が100億円を超える法人については、接待飲食費の50%について損金算入を認める制度から除外され、適用できないこととなります。

■企業版ふるさと納税の拡充

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除について、適用期限が5年延長されます。また、従来の企業版ふるさと納税では、寄附金が損金算入されることに加え税額控除で実質40%の会社負担であったのが、税額控除の限度額が大きくなり会社負担は10%となります。

■投資要件の厳格化

大企業において、研究開発税制を適用する際に、 国内設備投資額が当期償却費総額の10%を超えることとする要件は、30%を超えることとする要件に 厳格化されます。また、大企業の給与等の引上げ及 び設備投資を行った場合等の税額控除について、適 用年度の国内設備投資額が当期償却費の90%以上 とする要件について、95%以上へと厳格化されます。 いずれも、設備投資を積極的に行わない場合は、 税の優遇を受けられないとする取扱いで、積極的な 投資への後押しする趣旨の改正です。

■少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合に、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入できる制度が、2年延長されます。

所得税•住民税関係

■NISA制度の改正

未成年者が利用可能なジュニアNISAは、口座開設可能期間が予定通り令和5年12月31日までで、終了されることになりましたが、つみたてNISAの勘定設定期間は、令和24年12月31日まで、延長されることになりました。

一般NISAについては、令和5年12月31日までで、年間120万円まで投資できる制度は終了します。令和6年以降は①年間20万円までの投資信託への投資枠と、②年間102万円までの上場株式への投資枠の2階建ての構造になり、②の上場株式への投資を行うためには、その前提として①の投資信託への投資を行うことが必要となります。投資信託への投資枠については、その後つみたてNISAへ移行することが可能となります。

■未婚のひとり親に対する所得控除

未婚のひとり親の場合でも、①生計を一にする総所得金額等の合計額が48万円以下の子がいる場合で、②親の合計所得金額が500万円以下である場合は、35万円の所得控除が認められることになります。

また、寡婦(寡夫)控除について、未婚のひとり親に対する所得控除と要件を同じくして、控除額が35万円に引き上げられます。従来の特例は廃止されることになりました。いずれも、令和2年分の所得税から適用されます。

■国外中古建物の不動産所得に係る損益通算の特例の創設

個人が令和3年以後、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合に、国外不動産所得の損失がある場合には、国外中古建物の償却費に相当する部分は生じなかったものとみなされます。

国外の中古建物を購入して、中古建物に関する償却費を計上することで、赤字を作り、他の所得と通算することによる筋税防止策です。

■低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の 特別控除制度の創設

個人が、都市計画区域内にある低未利用土地又はその上に存する権利について、市区町村の長による確認がなされたもので、取得日から売却したその年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除できる制度が創設されます。なお、譲渡対価の額は500万円以下であることが条件となります。

土地基本法等の一部を改正する法律の施行日か 令和2年7月1日のいずれか遅い日から、令和4年12 月31日までの特例です。

消費税関係

■法人に係る消費税の申告期限の延長

法人税の確定申告書の提出期限の延長特例の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出することで、その提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1ヶ月延長されます。

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用されます。申告期限の延長に伴い、延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を納付することになります。

法人税については、申告期限の延長が認められていましたが、消費税については延長の特例が存在しないため、先行して消費税の確定申告をするという難しいスケジュールが必要とされていました。法人会を含めた各界からの要望により改正が実現しました。

■居住用賃貸建物の取得に係る消費税の仕入税額控除制度

居住用賃貸建物として利用される可能性のある建物で、取得価額1,000万円以上のものについては、 仕入税額控除の適用が認められないこととなります。 ただし、取得の年度から3年間の間に住宅の貸付以 外の貸付を行った場合や、譲渡した場合には、調整 計算が行われ、課税売上に対応する部分については、 税額控除が受けられる仕組みとなります。

従来の制度では、いったん課税仕入を認めた上で、 課税売上割合に変動があるような場合に調整される 仕組みでした。ところが、居住用賃貸建物のように本 来は非課税売上のために取得する場合でも、金地金 の売買などにより課税売上割合を意図的に高めるこ とで、全額控除できてしまうという問題点があったた め、それを防止する趣旨での改正となりました。 令和2年10月1日以後に仕入を行った居住用賃貸建物から適用されます。ただし、令和2年3月31日までに契約している場合は、この制度は適用とならず、従来どおりの取扱いとなります。

■住宅の貸付けに係る契約において貸付けの用途が 明らかでない場合の取扱い

住宅の貸付に係る契約で、貸付けの用途が明らかでない場合であっても、その貸付けの用に供する建物の状況等から居住の用に供することが明らかな貸付けについては、消費税は非課税となります。

従来は、契約書で居住用であることが明らかである場合のみ非課税として取り扱われてきましたが、契約上明確でない場合は、実態により判断することになりました。居住用賃貸建物に関する特例を外すために、居住用と明記しないケースなどに対応したものと考えられます。令和2年4月1日以後に行われる貸付について、適用されます。

■高額特定資産の取得をした場合の特例の見直し

高額特定資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度への適用制限をする措置の対象に、高額特定資産である棚卸資産が納税義務の免除を受けないこととなった場合の棚卸資産に係る消費税額の調整措置の適用を受けた場合も加えられることになります。令和2年4月1日以後に、棚卸資産の調整を受けた場合に適用されます。

国際課税

■子会社からの配当と子会社株式の譲渡を組み合わせた租税回避への対応

特定関係子法人から受ける配当等が株式等の簿価の10%を超える場合に、益金不算入相当額を、その株式等の簿価から引き下げることになりました。

受取配当金の益金不算入を利用した上で、譲渡損を計上するスキームが利用できなくなります。

その他

■振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出 の電子化

振替納税の通知依頼及びダイレクト納付の利用届出について、e-Taxにより申請を行うことを可能とするとともに、その際に電子署名及び電子証明書の送信が不要となります。令和3年1月1日以後の申請から適用できます。

■納税地の異動があった場合の振替納税手続の簡素化

振替納税を利用している個人が、他の税務署管内へ異動した場合に、納税地の異動届出書に、異動後も従前の金融機関から振替納税を行う旨を記載したときは、異動後も継続して振替納税が利用可能となります。令和3年1月1日以後に提出する、異動届出書から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは… TSK税理士法人

> 税理士 飯田 聡一郎 TEL: 03-5363-5958 FAX: 03-5363-5449

HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

新設法人説明会及び決算法人説明会の開催日程のお知らせ

昨年の八王子税務署庁舎移転に伴い、3月及び4月の決算法人説明会の日程及び場所が例年と変更になってお りますのでご注意ください。また、会場の都合上3月の説明会開催はございません。(決算法人説明会につきまし ては3月決算法人及び4月決算法人が対象です。ご都合のよろしい日をお選びください。)

来庁時は電車・バス等の公共交通機関のご利用をお願いします。

令和2年4月開催分(3月の開催はありません)

説明会	開催月日	会 場	時 間
新設法人説明会	令和2年4月14日(火)	八王子稅務署 4 階 中会議室 (明神町 4-21-3)	13 時 30 分~16 時 10 分頃
央算法人説明会	令和2年4月15日(水)	八王子税務署 2 階 大会議室	14 nt 00 // 10 nt 10 // W
	令和2年4月16日(木)	(明神町 4-21-3)	14時00分~16時10分頃

※問合せ先:八王子税務署(697-6221 お電話の際はガイダンスに沿って「2」を選択してください。)

キャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せ先

中小・小規模事業者の方のキャッシュレス・消費者還元事業に関するお問合せは、「ポイント還元問合せ窓口(中小・ 小規模事業者向け)」で受け付けております。

※ 中小・小規模事業者とは、業種ごとに定められた資本金の額や従業員数の要件に該当する事業者をいいます。また、 このほかにも、会社形態以外の組織に関する要件や親会社との資本関係等の要件がありますので、詳細についてはホ ームページをご覧ください。

ナビダイヤル 0570-000-655 【受付時間】10:00~18:00(土日祝除く)

URL https://cashless.go.ip



軽減税率制度に関するお問合せ先

軽減税率制度に関するご相談は、「消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)」で受け付けております。

フリーダイヤル 0120-205-553 (無料) 【受付時間】9:00~17:00 (土日祝除く)

上記専用ダイヤルのほか、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「3」を押す(軽減税率制度以外の 国税に関する一般的なご質問やご相談は「1」を押す。)と、つながります。税務署の連絡先は国税庁ホームページ (https://www.nta.go.jp) でご案内しております。

軽減税率制度に関する情報は、国税庁ホームページの特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。

各税務署において、軽減税率制度に関する説明会を実施しております。

説明会の開催日程についても特設サイトに掲載しております。

特設サイトはコチ



消費税に関する一般的なご相談(軽減税率制度以外)を希望される場合は、「電話相談センター」をご利用ください。 電話相談センターは、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「1」を押すと、つながります。

なお、消費税(軽減税率制度を含む。)に関して、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難な ご相談内容については、所轄の税務署にお電話いただき、ガイダンスに沿って「2」を押し、面接日時等を予約していただいた 上で、税務署での面接によるご相談を受け付けております。

災害により被害を受けられた方へ (所得税及び復興特別所得税関係)

災害により被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。災害により被害を受けられた 方には、次のような税制上の措置(手続)がありますので、ご確認ください。

I 災害により申告等が期限までにできない方

災害により被害を受けられた方は、「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を税務署に提出するこ とにより、申告・納付等について期限の延長を受けられる場合があります。

Ⅱ 災害により納付が困難な方

災害により財産に被害を受けたときや納付が困難なときは、「納税の猶予申請書」を税務署に提出するこ とにより、納税の猶予を受けられる場合があります。

Ⅲ 災害により住宅や家財などに損害を受けた方

1. 所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除

災害により住宅や家財などに損害を受けた方は、確定申告において①「所得税法」に定める雑損控除の 方法、②「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法で所得税及び復興特別 所得税の軽減又は免除を受けられる場合があります。これらの2つの方法には、次のような違いがありま

	所得稅法(雑損控除)	災害減免法(税金の軽減免除)	
対象となる 資産の範囲等	生活に通常必要な資産 ^(注1)	住宅又は家財の損失額 ^(注2) が、その価額の2分の 1以上である場合	
	控除額は次の①と②のうち、いずれか多い方の金額	軽減額等は次のとおりです。	
** 8A 95 m 81 95	です。 所得金額の	その年分の所得金額 所得税及び復興特 別所得税の軽減額	
控除額の計算 又は	① 損失額 ^(注 2) - 10分の1	500万円以下 全額免除	
所得税及び復興 特別所得税の軽 減額	② 損失額(注 2)のうち 災害関連支出の金額 - 5万円	500 万円超 750 万円以下 2分の1の軽減	
河 城市民	※「災害関連支出の金額」とは、災害により減失した住宅や家財などの取壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。	750 万円超 1,000 万円以下 4分の1の軽減	
参考事項	・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して、各年分の所得金額から控除することができます。この繰越しをするには、損失が生じた年分以後連続して確定申告書を提出する必要があります。 ・災害関連支出の金額に係る領収証は、申告書に添付するか、申告書を提出する際に提示する必要があります。 ・災害関連支出のうち、災害により生じた土砂などを除去するための支出、住宅や家財などの原状回復のための支出(資産が受けた損害部分を除きます。)、住宅や家財などの損壊・価値の減少を防止するための支出については、災害のやんだ日から1年(やむを得ない事情がある場合には3年)以内に支出したものが対象となります。	・原則として損害を受けた年分の所得金額が、1,000万円以下の方に限ります。 ・減免を受けた年の翌年分以降は、減免は受けられません。	

- (注) 1 棚卸資産や事業用の固定資産、山林、生活に通常必要でない資産は、雑損技除の対象にはなりません。
 - なお、生活に通常必要でない資産とは、別狂や競主馬、1個又は1組の価額が30万円を超える賃金属、書画、骨とう等をいいます。
 - 2 資産に生じた損害金額から保険金などによって補てんされる金額を差し引いた後の金額をいいます。

令和元年9月



・税・国税局・税務署

56年ぶりの感動が

日本に! 東京に! 八王子に!

東京2020オリンピック・パラリンピック

'大会'と'八王子'との深い関係



1月号より開始させていただいた、オリンピック・パラリ ンピックと八王子との関連をご紹介するコーナー。聖火リ レーの詳細ルートをお知らせした先月に引き続き、今月は 大会事前キャンプの受け入れ情報などを掲載させていただ きました。

◇ 東京2020パラリンピックに向けた チャイニーズ台北パラリンピック委員会の事前キャンプ受入が決定

障害者スポーツの振興や多様性を尊重する意識と国際感覚の醸成など、東京2020パラリンピック 競技大会の開催による効果を本市のまちづくりに活かすため取り組んできたパラリンピック競技の事 前キャンプ誘致について、この度、チャイニーズ台北パラリンピック委員会と合意に達し、受入れが 決定しました。

学園都市である本市の特色を活かし、学校法人片柳学園日本工学院八王子専門学校と協働し受入れ を行うもので、令和2年2月2日に三者による協定締結式を実施しました。

事前キャンプは、大会前に選手のコンディション調整などのために実施するトレーニング合宿で、 8月に予定しています。また、キャンプ期間中には市民の皆さんとの交流イベントも予定しています。

【事前キャンプ実施国及び競技種目】

競技種目:パラ・パワーリフティング 相手国:台湾

◇ プロスケーターによるスケートボード教室参加者を募集!!

東京2020オリンピックからの追加競技で日本人選手のメダル獲得が期待されるスケートボード。 このたびプロスケーターを講師に招いた教室を開催します。スケートボードをやったことない方も 経験者で新たな技を習得したい方も、この機会にぜひご応募ください。親子での参加も大歓迎です。 申込方法など、詳しくは市のHPをご覧ください。

日 時: 令和2年3月15日(日)

午前10時~10時50分、午前11時~11時50分

※未経験者、初級者、パーク、ストリートの4つのレベルに分けてレッスンを行います。

会 場: 戸吹スポーツ公園 (戸吹町1746-1)

対 象:小学生以上

費 用:無 料 ※定員は各10名となっています。

■事業レポート①

小学生が'税'と'什事'を実体験

児童館のイベントで「税金クイズ」&「1億円重さ当てクイズ」を提供 【青年部会】

青年部会社会貢献委員会では、児童館が主 催するイベント「わくわくシティ」に出店。 会場となった市立大和田小学校体育館に税金 クイズ用のタブレットを設置し、来場した小 学生に挑戦してもらいました。少し難しい問 題も含まれる中、子供たちは全問正解を目指 してチャレンジ。'税'に楽しく触れ合う機会 となりました。

税金クイズコーナーの近くにはレプリカ紙 幣を使った「1億円重さ当てクイズ」コーナ ーも用意。さらに、来場した小学生にひとり 15分間限定で運営スタッフに加わってもら い、お礼に記念品をプレゼント。「働いて報 酬を得る」という、アルバイトの疑似体験も してもらいました。 (2019.12.7)





■事業レポート ②

この日のために、講師がオリジナルデザインを用意

お正月の室内を彩る、モダンリースづくりに挑戦 【女性部会】

女性部会では、つるのフラワー 有限会社・代表取締役の鶴野薫氏 を講師に迎え、お正月に向けた 「モダンリース」づくりを体験し ました。

29名の参加者は、講師がこの 日のためにデザインを考案した洋 室、和室、どちらにも合う「モダ ンリース」を作成。真剣な表情で リース作りに向き合いました。終 了後はケーキと温かい飲み物で交 流を深め、女性部会の2019年の 活動を締めくくりました。



(2019.12.11)

オフィスで申告・オフィスで納税e-Tax 9 8 e-Tax電子申告・納税で事務の効率化を!

■ 八王子市の人材確保支援制度 ■

人材確保にお悩みの中小企業の方へ

八王子市では、中小企業等の人材確保・定着を目的に、企業の魅力や求人情報を掲載できるweb サイトの運営や奨励金制度を実施しています。

●はちおうじ就職ナビ

主に若者を対象に、八王子市にある企業の魅力や求人情報を掲載するwebサイトです。サイト掲 載費は一切かかりません。八王子市の企業として若者に知ってもらえるチャンスです。 ぜひ採用活動にお役立てください。

【ポイント】

①求人情報が掲載できます。

②写真や動画で貴社の魅力を発信できます。

③掲載すると、新入社員の若者に奨励金を交付します。

(下記「はちおうじ若者奨励金」をご覧ください。)

④国・都・市の研修会や支援制度等の情報を随時メールでお知らせします。



●はちおうじ若者奨励金

「はちおうじ就職ナビ」に掲載している中小企業等に正社員として就職した市内在住の若者(新 卒3年以内) に対して奨励金(最大10万円) を交付します。詳細な交付要件は、市HPをご覧い ただくか、下記までお問い合わせください。

申請期間は、就職した日から1年以内となっています。該当の新入社員の方がいましたら、ぜひ お声かけください(期限を過ぎた場合は申請できません)。

【申込み・問い合わせ】

八王子市産業振興部産業政策課(八王子市役所6階)

TEL: 042-620-7252 e-mail: b 091100@city.hachioji.tokyo.jp

1時間まで 無料。お気軽にどうぞ!!



1.申し込み方法

(1) 東京法人会連合会 事業課 あて電話で申し込んでくだ 211

TEL: 03-3357-0771 (土・日・祝日を除く午前9時~午後4時)

- (2) その際、①所属法人会名 ②法人名 ③相談者名 ④連絡 先電話番号をお知らせください。
- (3) 申し込み状況によってはお断りする場合もあります。
- (4) 申し込み後、別途、下記担当法律事務所あて電話のうえ 相談日時等を打ち合わせてください。その際、必ず「東 京法人会連合会の法律相談 | 利用の旨を告げてください。
- (5) 相談日時は毎週月曜日から金曜日まで(祝日は除く)の 午前10時・11時および午後2時・3時・4時です。

2.利用できる方

都内各法人会の会員企業および経営者等。(同一会員の相談は 月1回に限らせていただきます。)

3.相談内容

法律全般。(相続等会社業務以外の相談も可。)

4. 担当法律事務所

成和パートナーズ法律事務所(令和2年1月6日 羽野島法律事務所から名称変更) 港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル501号 TEL: 03-3592-0541 FAX: 03-3592-0543

5.相談場所

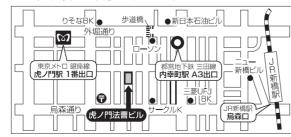
左記法律事務所

交通:地下鉄 都営三田線「内幸町」駅(A3出口)徒歩3分 東京メトロ 銀座線「虎ノ門」駅(1番出口)徒歩5分 IR「新橋」駅(烏森口)徒歩7分

●無料相談時間は1時間までです。 (東京法人会連合会が負担します。)

●時間を超えて相談される場合は相談者の負担となります。

●料金は延長30分ごとに、5,000円(別途消費税)です。 その場で実費をお支払いください。



◇お問い合せ先 (一社) 東京法人会連合会 TEL:03-3357-0771

「税制改正に関する提言」要望活動

法人会全国大会(三重大会)で発表された、 「税制改正に関する提言」を、多田会長、 小林税制委員長より、地元選出の衆議院

議員、八王子市議会議長、八王子市 長に提出し、内容の実現を要請しま した。



萩生田光一氏(代理:秘書·高橋寛行氏)(右)



八干子市議会議長 浜中賢司氏(左)



八王子市長 石森孝志氏 (中央)

今日の笑顔





デジタジオ株式会社

(弐分方町)

https://www.digitudio.com/

- ▼今月の笑顔は、八王子市街地から並木横川線を進 み、高尾街道と交差する川町入口交差点を恩方方面に 進み、弐分方町にある、『デジスタ八王子』、『産直スタ ジオ』などを運営されている『デジタジオ株式会社』 さんへ伺いました。
- ▼外からも撮影施設が完備されていることがわかる、 同社のロゴが描かれた建物が目に入ります。

中へ入ると、キッチンのスタジオや、ぬいぐるみの置か れたリビングの撮影スペースが設置され、撮影所の空 間を感じる事が出来ます。

お忙しい中代表取締役の辻さんにお話を伺いました。 ▼両国にオフィスとスタジオを構えている同社は、

2019年1月から八王子で業務を開始されました。 WEBシステムやWEBサイトの開発・運用、各種デジタ ルコンテンツの制作、各種ECサイトの制作・運営、映像 制作、撮影スタジオの運営・管理、各種印刷物の制作、 食品の企画・販売、雑貨・日用品の企画・販売他と、さ まざまな事業を展開されています。

▼ 「白ホリスタジオ、グリーンバックスタジオ、キッチン スタジオ、MAスタジオなど備えており、大手企業がCM やプロモーション関係のコンテンツ制作の撮影にも使 われています」

「このようなスタジオを使い、中小企業のコンテンツ として使用してもらうために、商談システム、専用スタ ジオ、スタジオ物流センターをセットにした業界初め て商品の紹介から商品の出荷までを完結できるシス テムを作りました」「コンテンツ制作に時間を掛ける ことなく、制作しますので、本業に専念して頂けます」 「さらに、当社にはモデル部があり、PR動画などで 商品のおいしさを伝えるためのモデルが在籍してい ます」



若林 愛さん

代表取締役 **辻 正雄**さん

モデル部所属 河隅麻惟さん

- ▼「産直スタジオとしてばかりではなく、スタジオで撮影し たい、場所を借りたい、など個別の様々な要望に対応でき るという同社は、「様々な用途に応じたフリープランでご自 由にお使い頂けます」
- ▼辻社長は、「我々は、生産者の多くの方に、本業に専念 していただくためのお手伝いがしたい」と、多くの皆様に 存在を知っていただくために、全国を廻りPR活動をして います。
- ▼取材させていただいた日も、『デジスタ八王子』内で見学 会、説明会、撮影会が行われており、大忙しで活気に満ち た現場でした。八王子に拠点を構え約1年、これから更な る発展を期待することが出来ました。

デジタジオ㈱では、スタジオ見学、 説明会を開催しています。詳しくは TEL 042-686-0330 又はホームページまで



デジタジオ㈱ ホームページ

行 者 公益社団法人 八王子法人会 集 者 公益社団法人 八王子法人会 発 行 所 公益社団法人 八王子法人会 第44巻 第11号通 巻471号

広報委員長 宮 東京都八王子市大横町14-25 電話(042)625-4875(代) FAX(042)625-0566

発 行 日 令 和 2 年 2 月 5 日 スズキ美術印刷(株) 東京都八王子市南町9-8 電話(042)626-2600(代)